

平成30年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月20日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

平成 3 0 年 第 5 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

平成 3 0 年 9 月 2 0 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 平成 3 0 年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第 4 号 平成 3 0 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第 6 議案第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 8 議案第 7 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 9 議案第 8 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 1 0 議案第 9 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 1 3 認定第 1 号 平成 2 9 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 認定第 2 号 平成 2 9 年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 1 5 認定第 3 号 平成 2 9 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 1 6 認定第 4 号 平成 2 9 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 1 7 認定第 5 号 平成 2 9 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 1 8 認定第 6 号 平成 2 9 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 1 9 認定第 7 号 平成 2 9 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 0 認定第 8 号 平成 2 9 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 1 報告第 1 号 専決処分について
- 第 2 2 報告第 2 号 債権の放棄について

- 第 2 3 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書について
- 第 2 4 意見書案第 7 号 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を抜
本的に見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育
を求める意見書について
- 第 2 5 議員の派遣について
- 第 2 6 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
副町	長	石井	典夫君
会計管理者		三井	浩君
税務課	長	鈴木	貴久君
総務課	長	山下	浩史君
情報戦略室	長	今瀧	毅君
政策調整課	長	富田	敏博君
収納対策室	長	中島	二郎君
住民生活課	長	平間	克哉君
保健福祉課	長	高崎	史江里君
地域包括支援センター	所長	森	法子君
保健センター	所長	樫山	尚代君
保育センター	所長	今野	聖貴君
経済文化振興課	長	栗原	行可君
文化スポーツ推進室	長	保田	仁君
農林課	長	芝生	公之君
建設水道課	長	長野	克哉君
水道整備室	長	小杉	昌敏君
町立病院事務局	長	高島	和浩君
総務課	長補佐	竹本	匡志君
総務課	財政係長		
教育	長	千葉	茂美君
管理課	長	吉川	智巳君
図書館	長	野崎	千恵君
農業委員会	会長	川崎	章道君
農業委員会	事務局長	川合	実智代君
代表監査委員		大西	宣充君
監査事務	長	山下	浩史君

○書記

事 務 局 長 新 村 猛 君
係 長 佐 藤 誉 修 君

開議挨拶

○議長（濱田洋一議員） 皆さん、おはようございます。定例会2日目であります。今日は本会議、議案11件、決算認定関係8件、報告2件、その他となっております。なお、決算に伴い決算委員会の立ち上げ等も予定をされております。最後までよろしくお願いを申し上げて、ご挨拶に代えます。

開議宣告

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、14人です。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番中村俱和議員と11番桑谷覺議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） おはようございます。議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては、1頁になります。また、この条例の改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁2頁になりますので、お開きの上ご参照願います。今回の条例改正は、資料1頁の改正の要旨にありますように、労働基準法第37条第5項及び同法施行規則第21条に基づき、職員の勤務1時間当たりの給与額の計算方法を改めるため、条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、条例の改正内容を説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の資料に基づいて説明いたします。資料の1頁になります。1の改正要旨については、冒頭で述べたとおりでありますので、説明は省略します。2の改正の概要ですが、時間外手当の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎額にこれまでは給料月額のみであったものを、1、地域手当、2、寒冷地手当のこの2つの手当を加算するものでございます。条例の改正においては、これらの手当の月額合計額の範囲内において規則で定める額を加算する改正を行います。議案集の1頁にお戻りいただき、附則になります。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから、質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい。時間外勤務手当のまず、性質を考えてみる必要があると思います。この今回の改定案には新しい手当が二つ基礎金額に加わるわけですが、そもそも時間外手当の性質から考えればですね、私はこういう手当を加えるということには大きい疑問を持っております。つまりですね、時間外手当勤務というものは仕事そのものに対する対価であると。これは従来からもそういう国の考え方でやってきたわけですけどね。今回の基準法の改正、それから、その施行規則の改正、これにはですね、さまざまな手当を除外すると、算定しないということが書いてあります。ですから、算定を今回二つの地域手当と寒冷地手当を入れるという根拠はどういう、この自治体としてですね、どういう理由はあるのか。やっぱりこれを明確にしなくちゃいけないと思います。そういう変えるなら、私は反対なんです。伺います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 今回の条例の改正につきましては、労働基準法、実際には労働基準法が改正されておられません。労働基準法によりまして、これまで北海道等、東北以北の県、北海道もそうですけども、寒冷地に住まれる昔で言う石炭手当、今で言う燃料手当につきまして、支給対象となってございます。こちらにつきまして、労働基準法の中で次の手当は算入しないという中に寒冷地手当が入っていないものですから、逆に解釈としまして、入れなきゃならんという解釈に基づいて寒冷地手当を加算して、時間外手当の計算をするということでございます。これにつきましては労働基準監督署の方から総務省の方にありまして、総務省の方から町の方に全国地方公共団体の方に是正するよう勧告があったもので今回改正をするものでございます。以上です。

○議長（濱田洋一議員） いいですか。はい。他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美瑛町税条例の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第3、議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三井税務課長。

(税務課長 三井 浩君 登壇)

○税務課長(三井 浩君) おはようございます。議案第2号の提案理由につきまして、説明を申し上げます。議案集は2頁、改正の要旨及び新旧対照表は資料の3頁及び4頁です。今回の改正は、本年3月31日に公布されました地方税法の改正で、中小企業の設備投資の促進に向けた特例措置が創設されました。町が作成いたしました導入促進基本計画に基づき行われた一定の設備投資に対して、固定資産税を減免するため、本条例を改正するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

改正の要旨、概要は冒頭説明したとおりであります。説明は省略させていただきます。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 平成30年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第5 議案第4号 平成30年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○議長(濱田洋一議員) 日程第4、議案第3号、平成30年度美瑛町一般会計補正予算についての件及び日程第5、議案第4号、平成30年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は3頁から16頁になります。冒頭に今回の補正の主なものを申し上げます。総務費では、まちづくり寄附金件数増に伴う所要額、広報発送費用、町民プール及び消防庁舎3階の情報ネットワークWi-Fi環境の整備、丘のまち活性化協会への補助金、光ケーブル移設工事費及びマイナンバー法に係る委託料の追加。民生費では、児童館の自動火災報知器設備修繕料と蜂の巣駆除費の追加。商工費では、企業振興補助金、センチュリーライド事業費の追加及びセカンドホームツーリズム事業に係る公有財産取得費、住宅改修費、備品購入費の追加、スポーツ大会派遣に伴う補助金の追加と町民プール運営に係る管理経費の追加です。土木費では重機に係る燃料費、南町団地1号棟の屋上防水工事費の追加。教育費では、教員及びスクールバス運転手の健診委託料の追加。諸支出金では、まちづくり寄附金の基金積立の追加。災害復旧費では、7月豪雨による被害を受けた農地及び農業施設の復旧工事費用の追加でございます。最初に議案条文を朗読し、その後補正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたします。9頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額441万2000円の追加。一般管理事業、まちづくり寄附金件数増に伴う返礼品などの発送費用と、道町村会海外行政視察調査参加に伴う負担金の追加でございます。第3目広聴広報費、補正額28万7000円の追加。広報発行事業、ゆうパック料金値上げに伴う広報発送費用の追加です。第6目情

報管理費、補正額293万7000円の追加。情報管理事業は、町民プール建設に伴うL G W A Nネットワーク回線等の設置費用及び庁舎とを結ぶネットワーク回線の設定変更に係る費用で141万3000円の追加。総合行政情報システムR e a m s . N E T管理事業は、国民年金制度等の改正に伴うシステム改修委託で59万5000円の追加。情報ネットワーク構築事業は、消防庁舎3階にW i - F i環境を整備する委託費で92万9000円の追加です。第7目地域振興費、補正額787万円の追加、丘のまちびえい活性化協会補助金。美瑛町版観光DM O推進事業実施に伴う補助金の追加です。第12目諸費、補正額636万9000円の追加。地域情報通信基盤管理運営事業は、道道美馬牛神楽線道路改良に伴う路線の光ケーブル移設、北電柱の建て替え増に伴う工事費で290万円の追加。まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金件数増に伴う返礼品及び代納システムの利用料で346万9000円の追加です。第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額51万9000円の追加。戸籍管理事業、マイナンバー制度システム整備に係る戸籍記録文字情報収集業務委託料の追加です。次の頁になります。第3款民生費、第2目児童福祉費、第5目児童館費、補正額11万1000円の追加。児童館管理運営事業、自動火災報知設備の修繕費用の追加です。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境衛生費、補正額8万円の追加。蜂駆除事業、蜂の巣駆除件数増に伴う駆除手数料の追加です。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額186万1000円の追加。企業振興促進補助事業、株式会社ラ・テール事業場の新設及び新規雇用に係る町条例に基づく補助金の追加です。第6目イベント推進費、補正額80万円の追加。美瑛センチュリーライド事業、サイクルツーリズム事業に要する費用及びオリジナルウェア購入等補助金の追加でございます。第7目移住対策費、補正額1614万7000円の追加。セカンドホームツーリズム事業、定住促進住宅の屋根、外壁の改修、市街地版セカンドホームとして活用する病院医師住宅の取得費用及びセカンドホームのベッド更新費用の追加でございます。次の頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第6目保健体育総務費、補正額3万5000円の追加、各種スポーツ大会派遣事業、個人3名の方の全国大会出場に係る補助金の追加です。第7目保健体育施設費、補正額1563万9000円の追加。町民プール管理運営事業、本年12月にオープンする町民プールに係る維持管理経費の追加でございます。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額99万5000円の追加。道路維持修繕事業、各種災害による重機燃料使用料の追加でございます。第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額1640万円の追加。南町団地改修事業、1号棟の屋上防水工事費用の追加です。次の頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額4万7000円の追加。教職員健康管理事業、健診料単価改定などによる健診委託料の追加でございます。第5目通学自動車運行費、補正額4万3000円の追加。スクールバス運行事業、教職員と同様に健診委託料の追加です。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまち

づくり基金費、補正額439万1000円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税寄附金173件分を基金に積み立てる追加でございます。第13款災害復旧費、第2項農林業施設災害復旧費、第1目農業施設災害復旧費、補正額3015万7000円の追加。農業施設災害復旧事業、本年7月の豪雨により被害を受けた農地の測量委託及び農業施設等の復旧工事費用の追加です。歳出の説明を終わり、次に歳入の説明をいたします。7頁になります。歳入、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目商工使用料、補正額6万1000円の追加。町民プール使用料6万1000円を見込むものでございます。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1686万2000円の追加。社会保障・税番号制度システム整備費補助金はマイナンバー制度システム整備に係る補助金51万9000円。地方創生推進交付金は美瑛町版観光DMO、センチュリーライド、セカンドツーリズム事業に係る交付金1634万3000円です。第3項国庫委託金、第2目民生費委託金、補正額59万5000円の追加。基礎年金等事務費交付金44万3000円、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金15万2000円。いずれも、国民年金制度改正に伴うシステム改修分の交付金でございます。第14款道支出金、第2項道補助金、第7目災害復旧費補助金、補正額2489万円の追加、農業施設災害復旧費補助金、災害復旧対象事業費補助金でございます。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額105万6000円の追加。公共建物貸付料、光回線申し込み者数増による貸付料の追加でございます。第16款寄附金、第1項寄附金、補正額439万1000円の追加。まちづくり寄附金173件分の追加です。8月30日現在、まちづくり寄附金の累計件数は1139件で、寄附金の累計額は4493万9000円となっています。第17款繰入金、第1項繰入金、補正額2315万円の追加。公共施設等整備基金繰入金、南町団地の屋上防水工事及びセカンドホームツーリズム事業のうち、医師住宅取得、体験住宅改修分の基金繰入金でございます。第18款繰越金、第1項繰越金、補正額3151万6000円の追加。前年度繰越金です。平成29年度の繰越金は1億9026万1000円で、今回の補正による繰越金の累計額は1億2050万6000円となり、留保している繰越金の額は6975万5000円となります。第19款諸収入、第5項雑入、補正額237万9000円の追加。農業施設災害復旧事業負担金は、事業実施する農家さんが負担する53万5000円。光ケーブル移設工事補償金は工事に係る北海道が負担する補償金184万4000円です。第20款町債、第1項町債、第10目災害復旧債、補正額420万円の追加。農林業施設災害復旧債、災害復旧事業に係る借入金の追加です。歳入の説明を終わり、次に6頁の第2表地方債の補正になります。6頁をお開き願います。災害復旧事業を新たに追加するものでございます。第2表地方債補正、追加、起債の目的、災害復旧事業、限度額420万円。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率3.0パーセント以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合に

はその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。4頁及び5頁の歳入歳出予算補正は説明を省略します。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 小杉 昌敏君 登壇）

○町立病院事務局長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、17頁から18頁になります。今回の補正につきましては、中町の医師住宅用地及び幸町の医師住宅及び医師住宅用地について、今後、医師住宅としての活用や新たな医師住宅の整備予定がないことから、資産整理のため売却することから、収益的収入、資本的収入の補正をお願いするものです。それでは最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的収入についてご説明をさせていただきます。議案集の18頁をご覧くださいと思います。第1款病院事業収益、第3項特別利益、第1目固定資産売却益、補正額1034万1000円の増。中町医師住宅用地及び幸町の医師住宅及び医師住宅用地の売却に係る取得原価超過分の売却収益になります。次に、資本的収入についてご説明させていただきます。第1款資本的収入、第3項固定資産売却費、第1目固定資産売却費、補正額115万9000円の増。同じく中町医師住宅用地及び幸町の医師住宅及び医師住宅用地の売却に係る取得原価相当分になります。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで2案件についての提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。はじめに、議案第3号及び議案第4号の2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第3号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。議案集の9頁から12頁まで。はじめに、平成30年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。7款1項7目の11頁12頁、移住対策費について伺います。

○議長(濱田洋一議員) まだ、まだです。

○2番(中村俱和議員) まだですか。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に議案集の11頁から14頁まで。第7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 2番中村です。私は7款1項7目の移住対策費について伺います。11頁12頁になります。足腰の強い産業づくりですね、セカンドホームツーリズム1614万7000円が計上されました。この中で改修費は屋根それから外壁の塗り替えとお聞きしてまします。それで備品購入費ですね、この内訳は何であるか、これが1点目、質問の1点目。それから、車庫がありますけども、大分傷んでるようですけども、あれの入れ替えがあるのかなのか。それから塗り替え面積、屋根と塗装の面積がどのぐらいなのか。これを3点について伺います。

○議長(濱田洋一議員) はい、休憩します。

休憩宣告(午前10時00分)

再開宣告(午前10時00分)

○議長(濱田洋一議員) 再開します。いいですか。

(「はい」の声)

はい、今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) おはようございます。3点のご質問ということです。まず1点目の備品購入費です。この備品購入費につきましては、セカンドホーム、水沢にありますセカンドホームがあるんですけども、そこで購入するベッド及びベッドマット、布団等の一式になります。それで2点目の車庫についてですが、車庫についてはそのままということ考えてます。3点目の屋根と外壁の面積ですが、外壁につきましては約250平米です。屋根につきましては、約180平米ということで今のところ考えております。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、9番角和でございます。私からは2項目についてお尋ねをいたします。まず、1項目目ですけれども、第7款1項2目商工業振興費、企業振興促進補助事業についてお尋ねをいたします。株式会社ラ・テールさんの誘致と言いますか、開業に伴う補助事業でございますけれども、開業いたしまして1年が経過いたしました。新しい美瑛の観光商業の拠点として、定着して活動していただいているなというふうに評価しているところでございますけれども、民間企業でございますからこの経営状態どうなのかということは、数値は公表できないと思いますけれども、役場としまして、どのような活動を行っているのか分析評価についてお尋ねしたいと思います。それが1点目。それと誘致に伴いまして近隣の住民からはですね、一部交通渋滞があまり人気になれば交通渋滞が起きるのでないか等の懸念もございました。実際に経営が始まりまして、どのように分析されているかお尋ねいたします。もう1点、第7款1項第6目イベント推進費、センチュリーライド事業でございますけれども、オリジナルウェアの購入と伺いました。どのようなウェア、何着をどのように使用するのかについてお尋ねをいたします。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 3点ということで、まず1点目ですね、商工業振興ということで新たに創業された企業ということですが、聞き取りいたしたところ、1年間営業ということで今回取り組まれております。営業結果としては、当初の目標の売り上げは達成できたというようなことで、報告は受けております。2点目の渋滞についてですけども、昨年、道路につきましては、私どもの方には情報としては渋滞という部分での情報は得ていなかったんですが、バスが来た時に、バスの、あれですね駐車について対応をちょっと別のところにとということで、対応を図ったということでは報告は受けております。3点目のセンチュリーライドのジャージについてですが、今回40着ほどの購入を考えております。その中では、自転車センチュリーっていうかあのサイクルツーリズムの普及という部分でですね、講師のところ今回やる講習の中で着ていただいたり、町内のコースを回っていただいたり、大会にも着て大会に参加していただく等の活用を考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、まず、商工業振興費について重ねてご質問させていただきます。株式会社ラ・テールさん、経営目標を達成できたと聞きまして大変素晴らしい良いことだなと思っております。経営状態も良さそうですので先の話ですけれども、デッキ跡地全体も活用し

ていくという事業計画をそもそもお持ちだと思っただけなんですけれども、その全体の構想について株式会社ラ・テールさんがどのように今お考えでいらっしゃるのか、情報が入ってありましたら教えていただきたいと思っただけなんです。渋滞につきましては、これはラ・テールさんが原因かどうかはもう本当分からないんです。分からないんですけれども、ラ・テールさんからマイルドセブンの丘に行く1番近い道がございますけれども、そこに大型バスが入って麦の刈り取りのシーズンの時に、ちょっと通行がしにくくなったというような話も聞いております。これがラ・テールさんの影響かどうかは本当に何とも言えないところでございますので、参考までにお伝えをさせていただきたいと思っただけなんです。センチュリーライドの方につきましては、これは、ということはこのウェアの購入というのは今回限りを受け止めていますけれども、それでよろしいのかどうかということをお尋ねしたいと思っただけなんです。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 1点目の今聞いているラ・テールさんの目標、あくまでも目標なんですけど、6次産業を目指していきたいというようなことで考えているということで伺っております。2点目のバスなんですけど、北西の丘からのルート上で行っているということで実際報告ありました。北西の丘からマイルドセブンということで、うちの方からですね、札幌のバス会社に、バスの情報東映しているところに、このルートは農繁期は使わないでくださいということで通知をしたという対応策はあります。今後もその部分では要注意してまして、なるべく農繁期には支障がないようなことで対応を考えております。3点目のジャージについては今回限りということで考えております。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、いいですか。はい。他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に議案集13頁から16頁まで。第8款土木費から第13款災害復旧費までについて、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。土木費の8款5項2目ですね。はい、住宅建設費、住宅費の住宅建設費について伺います。これは南町の団地改修工事だと聞いておりますが、1640万、かなりの金額なんですけど、それで、4点について伺います。一つは雨漏りの箇所が多数あるようなんですけど、大体の見当が付いているのか。そして、その面積はどのぐらいの面積、何平米ぐらいなのか。それから今回行う工法はですね、前回と同じ工法で行うのか。それから保証期間、普通保証期間というのがあると思うんですけど、何年ぐらい想定されてる

のか。この4点について伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 中島住民生活課長。

○住民生活課長(中島二郎君) 南町団地の改修でございます。南町団地1号棟の屋根の防水工事を実施をしたいということで、補正を挙げさせていただきました。漏水の箇所でございますが、分かっているのは1カ所、実際に雨漏りが発生して住んでいらっしゃる方にご迷惑をおかけしたということで、あとは壁と壁の中を水が走ってるとかそういった部分についてはちょっと把握をしてございません。面積につきましては、屋上部分と、あと軒の部分を合わせまして944平方メートルでございます。工法につきましては、防水の洗浄から始まりまして、あとはウレタン防水塗膜防水工事ということで、塗り工事になるかというふうに思っております。保証期間というのは工事を施工して業者の保証期間ということでしょうか。それについてはまだ実際に発注もまだしておりませんので、今後発注した段階で業者の方に確認をして、当然、工事をして。

○議長(濱田洋一議員) はい、休憩します。

休憩宣告(午前10時11分)

再開宣告(午前10時11分)

○議長(濱田洋一議員) はい、じゃあ再開します。答弁続けてください。

○住民生活課長(中島二郎君) この住宅につきましては平成9年建設の建物でございまして、既にもう20年以上経過をしているということで、実際の防水についての保証というのはもう既にないのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 特定、その箇所ですね、屋根の雨漏りっていうのは非常にその原因究明っていうのは難しいことは承知しております。しかし、大体1カ所ぐらいだと。そしてあと壁が若干あると、そうでしたらね、部分的な補修にできなかったのか。それからもう一つはですね、このウレタン塗装ですか。ウレタン工法ですか。これは屋根の工法っていうのはいろいろ様々あるようです。しかし、この今回の工法っていうのは、前回とこれまでの平成9年にやった工法と同じなのかということを伺ったわけです。それから、保証期間というのはですね、これからです。これからの保証期間です。それを契約上どういうふうに結んでいくのかと、そういう契約約款ですね。その点を伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 中島住民生活課長。

○住民生活課長(中島二郎君) はい。雨漏りをおこした箇所ということでございますが、屋根

に実際上って現地を確認しましたが、かなり剥がれてる。塗装が防水塗装が剥がれてる箇所が多数ございます。その中でも実際にめくれ上がってるところ、どの部分が実際に雨漏りを起こしたかというところまではちょっと把握はしてございませんが、部分的な塗装だけでは今回はちょっと足りないのかなということで全面の改修ということを予定してございます。保証につきましては、実際に入札後、落札をした業者とその辺の話をさせていただいて、一般的にどれぐらいの保証期間があるのかということも、現在、今のところ私は把握をしてございませんので、その辺今後、協議をして話し合いをしていきたいなというふうに思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番中村委員。

○2番(中村俱和議員) 21年といいますとね、建築の年数としてはですね、決して長くはないです。トタン屋根であってもですね、30年以上は持ちます。大体板金屋さんですね、最低でも初期故障、それについては1年で保証します。ですから今回ですね、落札する条件としてやはり保証期間というのはやはり同時に認めるべきだと思うんですね、認めるというかその保証期間を条件とすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(濱田洋一議員) 暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時14分)

再開宣告(午前10時15分)

○議長(濱田洋一議員) 再開します。

(「はい」の声)

はい、中島住民生活課長。

○住民生活課長(中島二郎君) まずあの、屋根の補修の箇所でございますが、昨年、部分的には補修を実施をいたしました、実際にその補修箇所じゃなくて他の部分でもかなり破損しているということで、全体の改修ということと、あと、保証でございますが、通常1年間保証ということで、契約の約款の中で見てるところでございます。

○議長(濱田洋一議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に議案集7頁及び8頁、歳入全款について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。次に議案集の3頁から6頁まで。平成30年度美瑛町一般会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号についての質疑を行います。議案集17頁及び18頁。平成30年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。はじめに、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号について討論を終わります。

これから、日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、平成30年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、平成30年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 教育委員会委員の任命について

○議長(濱田洋一議員) 日程第6、議案第5号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。本件について提案者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 議案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。議案書は19頁でございます。まず朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

小野寺氏におかれましては平成24年10月から教育委員会委員として務めていただいております。現在2期目であります。9月30日で任期満了となります。小野寺氏におかれましては、教

育委員会委員として子どもたちの健全な育成、そして美瑛町の教育の発展に大変なご尽力をいただき、また、経験を踏まえて、いろんな面での活躍をいただいているところであります。小野寺氏の再任について議会の同意をお願いをするものであります。委員の任期につきましては4年。平成30年10月1日から平成34年9月30日ということとなります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、教育委員会委員の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

はい、挙手全員であります。したがって、議案第5号の件は同意することに決定しました。

日程第7 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第6号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は20頁から22頁になります。美沢白金地域の辺地債を活用した事業については、昨年開催の第7回臨時会において、平成29年度から平成33年度までの5年間で整備するに当たり、辺地に係る総合整備計画について議会の承認をいただきました。また、本年6月開催の第3回定例会において、美沢へき地保育所整備事業に関する事業の追加とそれに伴う計画内容及び事業の額の変更の議決をいただいて、現在、辺地債を活用して事業を進めているところであります。さらには、先月開催の第4回臨時会において白金エリア再構築事業、青い池トイレ、売店等の整備事業を主とする事業ですけれども、これらの補正の予算につきまして、議会の議決をいただきました。今回変更する計画、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の事業費の額について、北海道との協議が整いましたので、8月補正後の予算現額に合わせて、辺地計画の事業費及び

財源の内訳の変更を別紙のとおり変更させていただきたく、議会の議決をお願いするものでございます。最初に議案を朗読し、その後、計画書の変更内容を説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

変更内容は次の頁、21頁と22頁になります。最初に、21頁をご覧ください。左欄が変更前、右欄が変更後となります。3の公共的施設の整備計画表の施設名欄の下段に施設白金エリア再構築事業ほか1事業、の以下、右に向かいまして、事業費、財源内訳、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の額となっております。下線部アンダーラインが付いた部分になりますが、表記載のとおり、左欄から右欄に変更するものでございます。以下、合計欄も同様に記載のとおり、左欄から右欄に変更するものでございます。続きまして、次の頁22頁になります。こちらも同様に、左欄が変更前、右欄が変更後となります。4の公共的施設整備計画内訳の施設名欄、表左側の下段、施設の欄、白金エリア再構築事業欄の事業費以降、左から右に向かって同様に下線部アンダーライン記載のと通りの額に変更いたします。以下、小計、合計額も同様にそれぞれ下線部アンダーライン記載のと通りの額に左から右の額に変更いたします。以上、8月補正後の現計画に合うよう白金エリア再構築事業の額の変更及びそれに伴う合計事業費の額の変更でございます。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。議案集20頁から22頁まで。議案本文及び総合整備計画書について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。10時40分まで。休憩します。

休憩宣告(午前10時25分)

再開宣告(午前10時40分)

日程第 8	議案第 7 号	農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
日程第 9	議案第 8 号	農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について

- 日程第 10 議案第 9 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
日程第 11 議案第 10 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
日程第 12 議案第 11 号 農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行について
-

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。日程第 8、議案第 7 号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件、日程第 9、議案第 8 号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件、日程第 10、議案第 9 号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件、日程第 11、議案第 10 号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件及び日程第 12、議案第 11 号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件を一括議題とします。議案第 7 号から議案第 11 号までについて、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

○農林課長（保田 仁君） おはようございます。議案第 7 号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集につきましては、23 頁から 25 頁になります。この事業は、今年 7 月の豪雨災害に伴う復旧事業として、国の災害復旧補助事業を実施するため、土地改良法の規定に基づき、その事業を施行するに当たり必要となる工事計画書を作成し、議会の議決をお願いするものであります。なお、この提案理由につきましては、議案 8 号から 11 号についても共通であります。それでは、最初に議案を朗読させていただき、次に事業名、地区名及び地区番号、工事計画書の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

事業名、団体営農地災害復旧事業、地区名及び地区番号、旭地区 459-201。工事計画書、別紙 1。24 頁 25 頁の別紙 1 につきましては朗読を省略をさせていただきます。後ほどご高覧をよろしくお願いをいたします。以上で議案第 7 号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第 8 号についてご説明を申し上げます。議案集につきましては、23 頁、26、27 頁になります。それでは最初に、23 頁の議案を朗読させていただき、次に、事業名、地区名及び地区番号、工事計画書の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

事業名、団体営農地災害復旧事業、地区名及び地区番号、美沢地区 459-202、工事計画書、別紙 2。26 頁 27 頁の別紙 2 については朗読を省略をさせていただきます。後ほどご高覧をお願いをいたします。以上で議案第 8 号の説明を終わります。よろしくお願ひを申し上げ

げます。

議案第9号についてご説明を申し上げます。議案集につきましては、23頁と28、29頁になります。それでは、最初に23頁の議案を朗読させていただき、次に、事業名、地区名及び地区番号と工事計画書の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

事業名、団体営農地災害復旧事業、地区及び地区番号、中宇莫別地区459-204、工事計画書、別紙3。28頁29頁の別紙3については朗読を省略をさせていただきますので、後ほどご高覧をよろしくお願いをいたします。以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

はい、議案第10号についてご説明を申し上げます。議案集につきましては同じく23頁と30、31頁になります。それでは23頁の議案を朗読させていただき、次に事業名、地区名、地区番号と工事計画書の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

事業名、団体営農業用施設災害復旧事業(排水路)、地区名及び地区番号、溜辺薬地区459-1、工事計画書、別紙4。30、31頁の別紙4については朗読を省略をさせていただきます。後ほどご高覧をよろしくお願いをいたします。以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議案第11号についてご説明を申し上げます。議案集につきましては、23頁、32頁、33頁になります。それでは最初に、23頁の議案を朗読させていただき、次に事業名、地区名及び地区番号、工事計画書の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

事業名、団体営農業用施設災害復旧事業(排水路)、地区名及び地区番号、美田地区459-4、工事計画書、別紙5。32頁33頁の別紙5については朗読を省略をさせていただきます。後ほどご高覧ください。以上で、議案第11号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。はじめに、議案第7号から議案第11号までについての5案件に関連する事項について、総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで5案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第10号について質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第7号から議案第11号までの5案件についての討論は一括行いたいと思いますがご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、5案件の討論は一括行うことに決定をしました。

それでは、5案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで5案件の討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、農地災害及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第13 認定第1号 平成29年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 認定第2号 平成29年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認定第3号 平成29年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 認定第4号 平成29年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 認定第5号 平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18 認定第6号 平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19 認定第7号 平成29年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
日程第20 認定第8号 平成29年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
-

○議長(濱田洋一議員) 日程第13、認定第1号、平成29年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第14、認定第2号、平成29年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第15、認定第3号、平成29年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第4号、平成29年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第5号、平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第6号、平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第7号、平成29年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第20、認定第8号、平成29年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。はじめに、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 認定第1号の提案理由についてご説明いたします。議案集は34頁になります。平成29年度的美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、別冊の決算書と行政報告書により説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊の平成29年度美瑛町各会計決算書と、薄い冊子の平成29年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、決算の内容についてご説明申し上げます。最初に厚い冊子の方の平成29年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書により説明いたします。1頁になります。歳入歳出決算書の歳入から説明します。歳入は合計額のみ申し上げます。合計額は次の3頁、4頁になります。3頁、4頁をお開きください。歳入合計、予算現額131億7127万8000円。調定額128億4448万1093円。収入済額128億1522万4333円。不納欠損額81万541円。収入未済額2844万6219円。予算現額と収入済額との比較3億5605万3667円の減です。

次に、歳出について説明いたします。歳出については、次の頁5頁になりますが、歳入同様、合計額のみ申し上げます。7頁をお開き願います。歳出合計、予算現額131億7127万8000円。支出済額125億7687万917円。翌年度繰越額3億4353万9600円。不用額2億5086万7483円。予算現額と支出済額との比較5億9440万7083円。歳入歳出差引残額2億3835万3416円。

次の頁、9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書と159頁の充用内訳は説明を省略させていただきます。160頁になります。160頁の実質収支に関する調書になります。160頁をお開き願います。実質収支に関する調書は区分、金額の順に申し上げます。区分、1歳入総額128億1522万4333円。2歳出総額125億7687万917円。3歳入歳出差引額2億3835万3416円。4翌年度へ繰り越すべき財源(1)継続費通次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額1836万2000円、(3)事故繰越し繰越額2972万9600円、計4809万1600円。5実質収支額1億9026万1816円の黒字。6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。次頁以降の財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、薄い冊子の方の平成29年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明いたします。1頁をお開きください。平成29年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、平成29年度における主要な施策とその成果について報告します。以下、1の総括内を抜粋のうへ朗読し説明にかえさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、認定第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、平間保健福祉課長。

（保健福祉課長 平間 克哉君 登壇）

○保健福祉課長（平間克哉君） おはようございます。認定第2号につきましてご説明申し上げます。議案集の35頁をお開き願ひます。認定第2号につきましては、平成29年度的美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。はじめに、議案条文を朗読させていただきます、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の168頁、169頁をお開き願ひます。歳入歳出決算書の歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入合計、予算現額43万8000円。調定額71万6032円。収入済額43万639円。不納欠損額7万3550円。収入未済額21万1843円。予算現額と収入済額との比較7361円の減。

歳出合計、予算現額43万8000円。支出済額38万5639円。翌年度繰越額0円。不用額5万2361円。予算現額と支出済額との比較5万2361円の増。以下、事項別明細書については省略をさせていただきます。

次に174頁をお開き願ひます。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額43万639円。歳出総額38万5639円。歳入歳出差引額4万5000円。翌年度へ繰り越すべき財源0円。実質収支額4万5000円。6実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額0円。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の56頁をお開き願ひます。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、課長はそのまま。次に、3号。続けてお願ひします。

○保健福祉課長（平間克哉君） 続きまして、認定第3号につきましてご説明申し上げます。議案集の36頁をお開き願ひます。認定第3号につきましては、平成29年度的美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。はじめに、議案条文を朗読させていただきます、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の175、176頁をお開き願ひます。歳入歳出決算書の歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入合計、予算現額1億1246万7000円。調

定額1億1252万457円。収入済額1億1252万457円。不納欠損額、収入未済額ともに0円。予算現額と収入済額との比較5万3457円の増。

歳出合計、予算現額1億1246万7000円。支出済額1億1246万6099円。翌年度繰越額0円。不用額901円。予算現額と支出済額との比較901円の増。以下、事項別明細書については省略をさせていただきます。

次に181頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額1億1252万457円。歳出総額1億1246万6099円。歳入歳出差引額5万4358円。翌年度へ繰り越すべき財源0円。実質収支額5万4358円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。下記の財産に関する調書については省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の57頁をお開き願います。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) 次に、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) それでは、認定第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の37頁をお開き願います。平成29年度的美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の182頁、183頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに歳入でございます。予算現額3565万4000円。調定額3564万4975円。収入済額3564万4975円。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は9025円の減でございます。

次に、歳出でございます。予算現額3565万4000円。支出済額3564万4975円。翌年度繰越額0円。不用額9025円。予算現額と支出済額との比較9025円の増でございます。歳入歳出差引残額0円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、188頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額3564万4975円。2歳出総額3564万4975円。3の歳

入歳出差引額、4の翌年度へ繰り越すべき財源、5の実質収支額、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以上につきましては、0円でございます。財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書58頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) はい。室長、そのまま。次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。長野水道整備室長、続けてください。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、それでは続きまして、認定第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の38頁をお開き願います。平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の189頁、190頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに、歳入でございます。予算現額1675万3000円。調定額1738万7629円。収入済額1738万7629円。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は63万4629円の増でございます。

次に、歳出でございます。予算現額1675万3000円。支出済額1620万8536円。翌年度繰越額0円。不用額54万4464円。予算現額と支出済額との比較54万4464円の増でございます。歳入歳出差引残額117万9093円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に197頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額1738万7629円。2歳出総額1620万8536円。3歳入歳出差引額117万9093円。4翌年度へ繰り越すべき財源0円。5実質収支額117万9093円。6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。財産に関する調書につきましては省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の59頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 室長。そのままお願いします。次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。はい。

○水道整備室長(長野克哉君) それでは、認定第6号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の39頁をお開き願います。平成29年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに、条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に各会計決算書並びに決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の199頁、200頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに、歳入でございます。予算現額5億421万8000円。調定額5億2267万6703円。収入済額5億1610万9038円。不納欠損額0円。収入未済額656万7665円でございます。予算現額と収入済額との比較は1189万1038円の増でございます。次の頁をお開きください。1頁めくっていただきまして、201頁でございます。

歳出でございます。予算現額5億421万8000円。支出済額4億9260万9558円。翌年度繰越額0円。不用額1160万8442円。予算現額と支出済額との比較は1160万8442円の増でございます。歳入歳出差引残額2349万9480円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、211頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額5億1610万9038円。2歳出総額4億9260万9558円、3歳入歳出差引額2349万9480円。4翌年度へ繰り越すべき財源0円。5実質収支額2349万9480円。6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書、60頁をお開きください。朗読をもってご説明をさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) はい。室長、そのまま願います。次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、それでは続きまして、認定第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案集の40頁をお開きください。平成29年度美瑛町水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。はじめに、条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の213頁をお開きください。水道事業決算報告書の収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみを申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億2513万3000円。補正予算額89万7000円の追加。合計3億2603万円。決算額3億3663万7667円。予算額に比べ決算額の増減1060万7667円の増。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用、当初予算額3億1935万4000円。補正予算額1018万2000円の減額。合計3億917万2000円。決算額3億1355万6450円。不用額438万4450円の超過。収益的支出のうち、決算額が予算額を超過したのは、現金支出を伴わない減価償却費及び資産減耗費の増による。たな卸資産購入限度額執行に伴う仮払消費税及び地方消費税は、7万576円である。

次に、214頁をお開きください。資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。まず収入でございます。第1款資本的収入、当初予算額1億5677万円。補正予算額2596万4000円の減額。合計1億3080万6000円。決算額1億3070万2074円。予算額に比べ決算額の増減10万3926円の減。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、当初予算額2億365万1000円。補正予算額2699万2000円の減額。合計1億7665万9000円。決算額1億7664万5226円。不用額1万3774円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4594万3152円は、当年度消費税資本的収支調整額421万2737円、過年度分損益勘定留保資金4173万415円で補てんした。以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書62頁をお開き願います。こちらも朗読をもってご説明をさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 小杉 昌敏君 登壇)

○町立病院事務局長(小杉昌敏君) 認定第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、41頁になります。認定第8号につきましては、平成29年度の美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の235頁をお開き願います。平成29年度美瑛町立病院事業決算報告書でございます。1収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。収入、第1款病院事業収益、当初予算額12億7134万9000円。補正予算額7534万9000円の減。予算額合計11億9600万円。決算額12億199万6294円。予算額に比べ決算額の増減599万6294円の増。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用、当初予算額12億7134万9000円。補正予算額7534万9000円の減。予算額合計11億9600万円。決算額11億4850万6257円。不用額4749万3743円。

次に、236頁をお開き願います。2資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出につきましても、資本的収入、資本的支出の総額のみをご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額1880万円。補正予算額20万円の減。予算額合計1860万円。決算額1860万円。予算額に比べ決算額の増減0円。

支出、第1款資本的支出、当初予算額1億3691万3000円。補正予算額36万3000円の減。予算額合計1億3655万円。決算額1億3654万4249円。不用額5751円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1794万4249円は、寄附金255万6000円、当年度消費税資本的収支調整額157万2287円、過年度分損益勘定留保資金1億1381万5962円で補てんいたしました。以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の64頁をお開き願います。平成29年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告でございます。1の総括事項であります。3行目までを省略させていただきます。4行目から朗読し報告させていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

(「はい」の声)

大西代表監査委員。

(代表監査委員 大西 宣充君 登壇)

○代表監査委員（大西宣充君） それでは、監査委員から平成29年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算の審査意見及び平成29年度美瑛町公営企業会計決算の審査意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。

はじめに、平成29年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。1、審査の対象は、第1号、平成29年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2、審査の期間、平成30

年8月1日から8月2日まで及び平成30年8月6日から8月7日までの4日間実施いたしました。なお、3、審査の会場及び4、審査の方法についてはご覧のとおりになっております。5、審査の結果については、各会計決算について内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について。はじめに、一般会計ですが、頁数は1頁から6頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしましては、一般会計の決算全般において、台風災害への対応、平成28年度国の経済対策による教育環境、道路整備などを実施するとともに町民サービスの向上や子育て環境の充実に取り組むなど、積極的に取り組んでいることが表れています。健全な財政運営に配慮され、各種財政指標は安定する中、町政が執行されていることから中長期的な財政計画のもと、予算の適正配分を図るなど徹底した行財政改革に取り組み、安定した財政基盤が継続することを望みます。

次に、7頁から9頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては、記載のとおりになっておりますので省略させていただきます。

最後に、10頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書の読み上げを省略いたしましたところについては後ほど高覧をお願いいたします。

続きまして、平成29年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。1、審査の対象は平成29年度美瑛町水道事業会計及び平成29年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間は平成30年7月12日と13日の2日間で開催しました。3、審査については省略いたします。4、審査の結果については、両会計決算について内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、両会計ごとの決算の意見について申し上げます。はじめに、美瑛町水道事業会計です。頁数は1頁から4頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、水道事業会計においては、企業の経済性を発揮し、引き続き住民サービスの向上を基本に良質で安定した水の供給に努められることを望みます。

次に、町立病院事業会計です。頁数は5頁から8頁になります。同じく詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、病院事業会計において、医療情勢が厳しい状況にある中、療養病床の導入などによる入院収益の増加や、事業費用の縮減に努めており、経営健全化に向けての努力は認められる。一方で、

外来収益については年々減少しているなどのことから、病院経営に当たっては引き続き多角的な検討・分析を行うとともに、導入した複合型病棟による診療体系を生かしながら、将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう病院経営の安定化に努められることを期待いたします。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略したところについては、後ほど高覧をお願いいたします。

監査委員からの審査意見については以上であります。

○議長（濱田洋一議員） 午後一時まで休憩します。

休憩宣告（午前 11 時 51 分）

再開宣告（午後 1 時 00 分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。これから、総括質疑を行います。はじめに、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 案件に関連する事項について、総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、8 案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、認定第 1 号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第 1 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 2 号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第 2 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 3 号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第 3 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 4 号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第 4 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 5 号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第 5 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 6 号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第 6 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 7 号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第8号の総括質疑を終わります。

おはかりします。ただいま、一括議題となっております。日程第13、認定第1号から日程第20、認定第8号までの8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成をする平成30年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置し、閉会中の付託審査とすることにしたいと思っております。ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております。8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成をする、平成30年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置し、閉会中の付託審査とすることに決定をいたしました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

暫時休憩します。

休憩宣告(午後 1時03分)

再開宣告(午後 1時20分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

休憩中に平成30年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長に7番野村祐司議員。副委員長に9番角和浩幸議員、以上のとおりであります。

日程第21 報告第1号 専決処分について

○議長(濱田洋一議員) 日程第21、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長、お願いします。

(経済文化振興課 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化課長(今野聖貴君) 報告第1号の専決処分の内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、42頁をお開きください。青い池駐車場等整備工事につきましては、本年5月7日に入札を執行し、5月10日開催の平成30年第2回美瑛町議会臨時会に

おきまして議決をいただき、8月9日開催の平成30年第4回美瑛町議会臨時会において、一部変更の議決をいただいたところであります。今般の工事におきましては、敷地造成工、法面工などの数量変更に伴い、132万8400円の増額になったことから、平成30年9月5日に専決させていただきます、報告するものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第22 報告第2号 債権の放棄について

○議長(濱田洋一議員) 日程第22、報告第2号、債権の放棄についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

富田収納対策室長。

(収納対策室長 富田 敏博君 登壇)

○収納対策室長(富田敏博君) 報告第2号につきましてご説明いたします。議案集は43頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行されました美瑛町の債権管理に関する条例により、債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものでございます。以下、朗読をもちまして報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第 2 3 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第 2 3、意見書案第 6 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた
施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求め
ます。7 番野村祐司議員。

（「はい」の声）

7 番野村議員。

（7 番 野村 祐司議員 登壇）

○7 番（野村祐司議員） 意見書案第 6 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・
強化を求める意見書について。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。ご賛同賜りたく、ご提案を申し上げますよろしくお願ひします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 2 3、意見書案第 6 号の件を採決します。意見書案第 6 号、林業・木材産業
の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を決議をすることに賛成
の方は挙手願ひします。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第 6 号の件は決議をすることに決定をし、
決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第 2 4 意見書案第 7 号 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を抜
本的に見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育
を求める意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第 2 4、意見書案第 7 号、北海道教育委員会「これからの高校づ
くりに関する指針」を抜本的に見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求め

る意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。12番佐藤剛敏議員。

(「はい」の声)

はい、12番佐藤議員。

(12番 佐藤 剛敏議員 登壇)

○12番(佐藤剛敏議員) 朗読をもって提案とさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第24、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議をすることに決定し、決議書に関係機関に送付することにします。

日程第25 議員の派遣について

○議長(濱田洋一議員) 日程第25、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

おはかりします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合においては、議長において承認をしたいと思います。ご了承をお願いを申し上げます。

日程第26 所管事務調査の申し出について

○議長（濱田洋一議員） 日程第26、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から所管事務調査を行うために、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件について、各委員長からの申し出のとおり、承認をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認をすることに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思います。ご了承お願いを申し上げます。

閉会宣言

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年第5回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（濱田洋一議員） 2日間にわたって、ありがとうございました。我が町、これから収穫の秋、まっしぐらということでもあります。農業関係の皆さま方におかれましては、特に災害、事故のないように心からご祈念申し上げ、1円でも多く売上げを上げますように心からお願い申し上げて、お願いということではありませんけれども、ご期待を申し上げてご挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。お疲れ様でした。

午後1時36分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年11月19日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 中村 倶和

議員 桑谷 覺